

令和 7 年度木造建築設計推進事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称 令和 7 年度木造建築設計推進事業業務

(2) 業務の目的

公共建築物等にびわ湖材を利用するためには、木造設計の基本的知識とびわ湖材の特性や流通状況を熟知した建築士や設計士（以下「建築士等」とする）が必要です。

このため、建築物へのびわ湖材利用に意欲ある建築士等にむけて、中大規模木造建築の設計手法、木構造・防耐火・耐久性等の専門知識、びわ湖材の特性や流通状況等についてのセミナーを実施し、びわ湖材の利用に精通した建築士等の育成を図ることを目的とします。

併せて、市町等の建築関係部署や木造建築を検討されている事業者に対し助言等を実施し、県内の建築物の木造化や木質化を推進し、びわ湖材の利用拡大を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

「令和 7 年度木造建築設計推進事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

2. 予定価格

3,810,576 円（消費税および地方消費税（税率 10%）を含む。）

3. 参加者

公募による

4. 参加資格

以下の条件すべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 「滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

● 営業種目 : 大分類：役務 中分類：イベントまたは各種調査業務

● 地区ブロック：滋賀県内に本店を有する事業者、または滋賀県外に本店を有する事業者で県内の営業所等に滋賀県との取引に係る権限を委任する事業者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わない場合がある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL077-528-4314

5. 説明会

開催しない

6. 企画提案書等の提出先、問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課びわ湖材利用係

TEL077-528-3915 FAX077-528-4886 E-mail: dj02@pref.shiga.lg.jp

7. 実施要領等の交付場所

滋賀県ホームページの当プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロードにおいて交付する。

8. 企画提案書の提出方法、提出先および提出期限

企画提案書

提出書類：企画提案書（様式1）、事業計画書（様式2）、経費見積価格書（様式3）および業務実績書（様式4）

提出方法：持参または郵送（簡易書留郵便に限る）によること。

提出先： 6に同じ。

提出期限：令和7年7月3日（木）17時必着

提出部数：5部（正本1部、副本4部）

※正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。なお、副本4部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図等には、参加者を「当社」と記載すること。

9. 質問および回答の方法等

提出書類：質問票（様式5）を持参またはFAX、メールにより提出。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

提出先： 6に同じ。

提出期限：令和7年6月26日（木）17時必着

※持参する場合の受付時間は、土曜日および日曜日を除く、平日9時から17時とする。

※FAXおよびメールによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。

回答方法：令和7年6月30日（月）17時を目処に滋賀県ホームページの下記の場所に掲載する。

滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 林業・木材産業 > お知らせ・注意

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/ringyou/>

10. 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法：当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としてしない。

(2) 審査会：4名の委員をもって設置する。

(3) 評価項目および評価点：別添の審査基準のとおり。

(4) 審査会の日時：令和7年7月4日（金）予定

(5) 審査結果の通知：審査会終了後、提案者全員に文書で通知する。

1 1. 失格または無効

次のいずれかに該当した場合は、失格または無効となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 経費見積価格が予定価格を超える場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

1 2. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、企画提案書等を提出できない。
- (3) プロポーザルの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書および企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) 契約の締結については、選定した契約予定者と 6. の担当部署とが協議し、委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- (7) 採用後の企画等の実施にあたっては、6. の担当部署と十分協議を行って進めること。
- (8) 採用された企画案でも、本委託の目的達成のために、実施過程において協議の上、内容の変更を行う場合がある。

別添 事業審査基準

この基準は、木造建築設計推進事業審査会設置要領第6条の規定に基づくものである。

1 審査の流れ

- (1) 要件審査 書類の不備、提案条件等未達成の場合は、失格とする。
- (2) 審査 要件審査を通過した応募書類をもとに、委員が実現性等について審査を行う。

2 審査の審査項目および配点

審 査 項 目		点数
提案内容について	過去の実績等	5
	セミナー開催の企画	20
	事業者への助言等の企画	20
	業務の実効性	20
	成果への期待	15
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録の有無		1
次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣認定の有無		1
高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働監督署への届出の有無		1
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 (1) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 (2) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 (3) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 (1) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (2) 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 (3) 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (4) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		1
県内に本店を有する事業者であるか		4
経費節減を意識した内容・金額となっているか。		10
合 計		100

3 審査項目の詳細

各提案書等の審査項目について、絶対評価により審査する。

(1) 過去の実績等

評価ポイント	提案者において、公告日より過去5年間に類似業務を受託し完了した実績等はあるか。(類似業務とは仕様書にある委託の内容を含むもの)
得点	大いにある(5) かなりある(4) ある程度ある(3) (6件以上) (4～5件) (2～3件) あまりない(2) ない(0) (1件) (0件)

(2) セミナー開催の企画

評価ポイント	提案されたセミナー開催の企画について、参加者の募集やプログラムに受講効果を発揮できるような提案が認められるか。
得点	大いに認められる(20) かなり認められる(16) 普通(12) あまり認められない(8) ほとんど認められない(4)

(3) 事業者への助言等の企画

評価ポイント	提案された事業者への助言等の企画について、建築物の木造化や木質化を推進し、びわ湖材の利用拡大を図るような提案が認められるか。
得点	大いに認められる(20) かなり認められる(16) 普通(12) あまり認められない(8) ほとんど認められない(4)

(4) 業務の実効性

評価ポイント	提案された業務内容が着実に実施できる体制で、実効性が担保されているか。
得点	大いに認められる(20) かなり認められる(16) 普通(12) あまり認められない(8) ほとんど認められない(4)

(5) 成果への期待

評価ポイント	取りまとめ方法や内容等から本業務による成果が、今後の施策に期待できるものになり得るか。
得点	大いに認められる(15) かなり認められる(12) 普通(9) あまり認められない(6) ほとんど認められない(3)

(6) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録の有無

評価ポイント	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録の有無
得点	登録(1) 未登録(0)

(7) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の有無

評価ポイント	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無
得点	登録(1) 未登録(0)

(8) 高年齢者就業確保措置の有無

評価ポイント	高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出の有無
得点	労使協定の締結または監督署への届出済み（１） 未済（０）

(9) 障害者雇用の状況

評価ポイント	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 (1)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 (2)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 (3)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 (4)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。
得点	該当有り（１） 該当無し（０）

(10) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無

評価ポイント	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。
得点	認証有り（１） 認証無し（０）

(11) 環境マネジメントシステムの認証・登録の有無

評価ポイント	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか (1)国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 (2)一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (3)特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (4)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
得点	認証・登録有り（１） 認証・登録無し（０）

(12) 県内に本店を有する事業者であるか

評価ポイント	県内に本店を有する事業者であるか。
得点	県内に本店を有する（４） 県外に本店を有する（０）

(13) 経費節減を意識した見積金額か

評価ポイント	経費節減を意識した内容・金額となっているか。
得点	予定価格の 80%未満（１０） 予定価格の 80%以上 85%未満（８） 予定価格の 85%以上 90%未満（６） 予定価格の 90%以上 95%未満（４） 予定価格の 95%以上同額以下（２）